

第 31 回総会 令和元年 12 月 26 日

局 長 起立、一同礼、着席

局 長 総会に先立ちまして、12 月の業務報告をいたします。

—————報告、業務報告—————

また、相続届 4 件、使用貸借合意解約 7 件、賃貸借合意解約 14 件が提出されておりますので併せてご報告いたします。総会の進行につきましては、会長にお願いいたします。

会 長 ただ今から令和元年度第 31 回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。本日の出席状況を報告します。本日は、全員出席であります。6 番〇〇委員が少し遅れます。本日の議案件数であります。8 件を提案しております。

議 長 それでは、議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。7 番〇〇委員、21 番〇〇委員にお願いいたします。それでは議事に入ります。

議 長 議案第 189 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 189 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について、件数及び面積：山林用地 1 件、田 2,272 m<sup>2</sup>、畑 1,625 m<sup>2</sup>、その他（登記・宅地、現況・畑）300.82 m<sup>2</sup> 計 4,197.82 m<sup>2</sup>、駐車場用地 1 件、畑 125 m<sup>2</sup>、計も同じです。資材置場用地 1 件、畑 226 m<sup>2</sup>、計も同じです。合計 3 件、田 2,272 m<sup>2</sup>、畑 1,976 m<sup>2</sup>、その他 300.82 m<sup>2</sup>、計 4,548.82 m<sup>2</sup>です。

先ず 1 項を説明します。申請者：調殿の〇〇、申請地：大字調殿字〇〇番、登記・現況とも畑、面積 125 m<sup>2</sup>、申請内容・目的：駐車場用地、施設内容：隣接集合住宅用駐車場用地です。

次に 2 項を説明します。申請者：穂北の〇〇、申請地：大字穂北字〇〇番 4、登記・現況とも畑、面積 226 m<sup>2</sup>、申請内容・目的：資材置場用地、施設内容：露天農業用機械置場 4 台分で顛末書が添付されています。

次に3項を説明します。申請者：尾八重の〇〇、申請地：大字尾八重字〇〇番他10筆、登記・田、宅地、畑、現況・田、面積4,197.82㎡、申請内容・目的：山林用地、施設内容：杉1,000本です。

議長 1項について特別調査員の報告をお願いします。

2番 今回は30番〇〇委員と私（2番〇〇委員）が会長の命を受けまして、去る12月17日午前8時00分より兒玉主幹と共に申請書の審査等を実施した後、事務局より兒玉主幹と橋口局長同行のもと、農地法第4条4件、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認2件、農地法第5条11件、非農地証明1件を調査いたしました。但し4条1件については、一時転用の更新でありましたが、農業用施設用地への用途変更を含めて保留といたしました。なお、非農地証明の現地確認には21番〇〇委員にもご同行いただいています。順次報告しますので皆様のご審議をよろしく申し上げます。

30番 1項を報告します。申請地は妻地区の〇〇集落で〇〇の北側から西に約100m進んだ集落内の農地です。転用の理由であります。申請人は、隣地の宅地に2棟12世帯のアパートを建設する予定ですが、駐車場が不足するため申請地に5台分の駐車場を設置するための申請であります。現地の状況は、東側は宅地、西側は市道を挟み宅地、南側は市道、北側は宅地であります。雨水対策としては、集水桝を經由して暗渠で南側の市道側溝にも放流するということでもあります。転用に伴う周辺への土砂流出等については、特に懸念するところはありません。転用する土地の関係者への同意は既に得られております。なお、本申請地は、「都市計画区域の用途地域であり第3種農地」となります。調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました1項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 2項について特別調査員の報告をお願いします。

2 番 2項を説明します。申請地は穂北地区の〇〇集落であります。〇〇を渡って県道高鍋・杉安線を〇〇方面に約500m進んだ〇〇の北側にある農地です。今回の申請理由であります。農業用機械を設置するための申請であります。現地の状況は、東側は市道、西側は宅地、南側は県道、北側は宅地であります。雨水対策は自然浸透であります。転用に伴う周辺への土砂流出等については、県道側に転落防止と土砂流出防止のためブロック及びフェンスが設置済みでありますので顛末書を添付して申請するものです。転用する土地の関係者への同意も得られているとのこと。なお、本申請地は、「農地のつながりが10ha未満の第2種農地」と判断し調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました2項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 3項について特別調査員の報告をお願いします。

30 番 申請地は東米良地区の〇〇集落であります。国道 219 号線沿いの〇〇トンネルからひむか神話街道を約 10km 程行き、途中右折して〇〇集落方面に向い〇〇公民館から東へ約 1km 登った山中にある農地です。転用の理由であります。申請人の〇〇さんは長年申請地周辺で農林業を営んでいますが、高齢で農作業に多大な労力を要し農地としての管理が困難になり、現地は鳥獣害が多く耕作を継続していくことは困難と判断して植林をして有効活用を図り適切に管理していくため今回申請したということあります。現地の状況は、東、西、南、北全て山林であります。雨水対策は自然浸透であります。転用に伴う周辺への土砂流出等については、特に懸念するところは見受けられません。転用する土地の関係者への同意も得られているとのこと。なお、本申請地は、「過去の公共投資の実績がない、小規模の農地の集団であり第 2 種農地」と判断し調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました 3 項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 190 号農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更承認について提案し

ます。事務局の説明を求めます。

局長 議案第 190 号農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更承認について、農地転用別件数及び面積：転用目的、太陽光発電施設用地 2 件、畑、2,047 m<sup>2</sup>、計も同じです。合計 2 件、畑、2,047 m<sup>2</sup>、計も同じです。

先ず 1 項を説明します。土地の所在：大字三納字〇〇番 1 他 1 筆、台帳・畑、現況・雑種地、面積 1,422 m<sup>2</sup>、借人：宮崎市日ノ出町の〇〇、貸人：三納の〇〇の相続人、〇〇、用途：太陽光発電施設用地、上段の備考をお願いします。許可日は、平成 30 年 5 月 14 日付けシレイ番号 6005-5-24、当時の所有者は〇〇、当時の転用目的は農地法 5 条による太陽光発電施設用地、今回の事業計画申請は、事業自体の変更ではなく、排水計画の変更に伴うものです。下段の変更理由をお願いします。変更理由は、本申請借人は、平成 30 年 5 月に農地法 5 条により許可を受け太陽光発電施設を建設し、雨水は自然浸透で処理することになっていたが、平成 30 年 9 月の台風で想定外の雨量となり、周囲の宅地に雨水が流入し、地域住民から改善を求められた。この度、隣接する市道に横断側溝を敷設し、大排水路にて処理することとしたため、事業計画変更承認申請に至ったものであります。

次に 2 項を説明します。土地の所在：大字三納字〇〇番 1、台帳・現況とも畑、面積 625 m<sup>2</sup>、承継人：福岡県太宰府市の〇〇、被承継人：三納の〇〇、用途：太陽光発電施設用地、上段の備考をお願いします。許可日は、平成 26 年 8 月 22 日付けシレイ番号 6005-4-33、当時の転用目的は隣接地大字三納〇〇番とともに農地法 4 条による自作地への植林用地です。下段の変更理由をお願いします。変更理由は、本申請被承継人は平成 26 年 8 月に農地法 4 条により植林用地として許可を受けたが、計画どおり全面に植林することなく西側の 1 列だけ植林し、残りの部分は畑として保全管理してきた。今般、承継人である太陽光発電業者からの申し出を受け事業計画変更承認申請に至ったものであります。なお、隣接地大字三納〇〇番については、植林計画が

なくなつたため、別途許可書返戻手続きを行うこととなっています。

議 長 1項について特別調査員の報告をお願いします。

30 番 申請地は三納地区の〇〇集落で、〇〇公民館から北東へ約 150m程進んだ東側の農地です。譲受人の〇〇さんは、〇〇さんから賃借権の設定により（その後〇〇さんが相続）、安全で安心な電力を創出し、エネルギー自給率の向上による低炭素社会の実現に寄与したいということで、平成 30 年 5 月 14 日付けシレイ番号 6005-5-24 で 5 条許可を受け太陽光発電施設を設置しましたが、昨年の大雨で排水設備が不十分で近隣に迷惑を掛けたため、今後の台風や集中豪雨に備えて排水計画を見直し、近接する水路へ排水溝を設置するため事業計画変更承認申請に至ったものであります。現地の状況は、東側は農地、西側は市道、南側は市道、北側は農地です。フェンスの内側の東、南に側溝を設置し集水柵を経由して市道に横断側溝を設置し大排水路に放流するというのであります。転用する土地の関係者への同意も得られています。なお、本申請地は、「過去の公共投資の実績がない、小規模の農地の集団であり第 2 種農地」でありますので調査員一同事業計画の変更はやむなしと認めました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 配付している地図をご参照ください。調査員から報告がありましたように東側、南側の側溝で集水柵を経由して市道に横断側溝を設置し大排水路に放流するというのであります。市道下には水道管も埋設してありますが、道路占用許可書も確認しております。今回については周囲の方からの要望でもありましたので事業計画の変更はやむなしと判断しました。

議 長 説明がありました 1 項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

3 番 太陽光発電施設で許可を受けた案件の排水施設で変更を余儀なくされた場合、いかなる事案も変更が必要なのでしょうか。

事務局 変更の内容にも関係すると思いますが、今回の太陽光発電施設では大雨により被害を受けた住民と業者の間で折り合いがつかず、公的機関が入って排水計画を見直したもので軽微な変更ではないため事業計画変更申請に至ったものです。例えば一般住宅の配置の変更等些細なものについては、事業計画変更承認申請は必要ありません。太陽光発電施設でも軽微なものについては、変更申請は必要ありません。なお、許可後の完了報告書が出された後は農地法を外れることになります。

1 番 排水だけの事業計画変更でありますので、近隣者が今後の大雨による被害を受けることがないように速やかな事業の実施を要望します。

事務局 県の審査、判断もありますが、許可あり次第実施するよう指導いたします。

議長 他にありませんか。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 2項について特別調査員の報告をお願いします

2 番 申請地は三納地区の〇〇集落で〇〇の西にある〇〇を渡りさらに南に約 500m 行った集落内の農地です。本申請の譲渡人で被承継人の〇〇さん、平成 26 年 8 月 22 日付けシレイ番号 6005-4-33 で 4 条許可を受け植林をして山林用地とする計画でした。一部を植林し残りは畑として保全管理してきたが、維持管理が困難なことから、譲人受で承継人の〇〇さんから太陽光発電施設設置の申し出を受け事業計画変更承認申請に至ったものであります。現地の状況は、東側は山林、西側は農地、南側は農地、北側は堤防です。雨水対策としては、基本的には自然浸透処理ですが、境界には畝を設置

して隣接土地に流出しないように努めるということでもあります。転用に伴う周辺への土砂流出等については、特に懸念するところは見受けられません。本申請地は、「農地のつながりが 10ha 未満の第 2 種農地」と判断し調査員一同事業計画の変更はやむなしと認めました。なお、隣接地大字三納〇〇番については、植林計画がなくなったため、一旦農地に戻すため別途許可書返戻手続きを行うこととなっています。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました 2 項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします

議 長 議案第 191 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。

事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 191 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、件数及び面積：

農業用施設用地 2 件、畑 525 m<sup>2</sup>、計も同じです。山林用地 1 件、畑 4,666 m<sup>2</sup>、計も同じです。駐車場用地 1 件、田 580 m<sup>2</sup>、計も同じです。進入路用地 1 件、畑 91 m<sup>2</sup>、計も同じです。建売分譲用地 1 件、田 1,051 m<sup>2</sup>、計も同じです。その他 5 件、田 2,573 m<sup>2</sup>、畑 4,739 m<sup>2</sup>、計 7,312 m<sup>2</sup>です。合計 11 件、田 4,204 m<sup>2</sup>、畑 10,021 m<sup>2</sup>、計 14,225 m<sup>2</sup>です。

先ず 1 項を説明します。譲受人：福岡県太宰府市の〇〇、譲渡人：三納の〇〇他 1

名、申請地：大字三納字〇〇番 1 他 1 筆、登記・現況とも畑、面積 2,079 m<sup>2</sup>、申請内容・目的：その他、権利の内容：所有権移転、主な施設の内容：太陽光発電施設パネル 324 枚です。

次に 2 項を説明します。譲受人：福岡県太宰府市の〇〇、譲渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番、登記・畑、現況・山林、面積 869 m<sup>2</sup>、申請内容・目的：その他、権利の内容：所有権移転、主な施設の内容：太陽光発電施設パネル 192 枚で顛末書が添付されています。

次に 3 項を説明します。譲受人：福岡市中央区の〇〇、譲渡人：岩爪の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番 74 の一部、登記・畑、現況・雑種地、面積 710 m<sup>2</sup>のうち 195 m<sup>2</sup>、申請内容・目的：農業用施設用地、権利の内容：賃貸借の設定、主な施設の内容：農業用貯水槽及び駐車場用地で顛末書が添付されています。

次に 4 項を説明します。譲受人：福岡市中央区の〇〇、譲渡人：茶臼原の〇〇、申請地：大字茶臼原字〇〇番の一部、登記・畑、現況・雑種地、面積 7,841 m<sup>2</sup>のうち 330 m<sup>2</sup>、申請内容・目的：農業用施設用地、権利の内容：賃貸借の設定、主な施設の内容：農業用貯水槽及び駐車場用地で顛末書が添付されています。

次に 5 項を説明します。譲受人：宮崎市小松の〇〇、譲渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番他 1 筆、登記・現況とも田、面積 1,133 m<sup>2</sup>、申請内容・目的：その他、権利の内容：所有権移転、主な施設の内容：太陽光発電施設パネル 324 枚です。

次に 6 項を説明します。譲受人：日向市財光寺の〇〇、譲渡人：宮崎市小松台の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番、登記・現況とも田、面積 839 m<sup>2</sup>、申請内容・目的：その他、権利の内容：所有権移転、主な施設の内容：太陽光発電施設パネル 216 枚です。

次に 7 項を説明します。譲受人：兵庫県神戸市の〇〇、譲渡人：高鍋町南高鍋の〇〇他 2 名、申請地：大字清水字〇〇番他 3 筆、登記・畑、田、現況・田、面積 2,392

m<sup>2</sup>、申請内容・目的：その他、権利の内容：所有権移転、主な施設の内容：太陽光発電施設パネル 324 枚です。

次に 8 項を説明します。譲受人：妻の〇〇、譲渡人：右松の〇〇、申請地：大字妻字〇〇番、登記・現況とも田、面積 580 m<sup>2</sup>、申請内容・目的：駐車場用地、権利の内容：所有権移転、主な施設の内容：法人用駐車場用地です。

次に 9 項を説明します。譲受人：右松の〇〇、譲渡人：新町の〇〇、申請地：大字調殿字〇〇番 1、登記・現況とも田、面積 1,051 m<sup>2</sup>、申請内容・目的：建売分譲用地、権利の内容：所有権移転、主な施設の内容：建売住宅 3 区画及び進入路です。

次に 10 項を説明します。譲受人：南方の〇〇、譲渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番 4、登記・畑、現況・雑種地、面積 91 m<sup>2</sup>、申請内容・目的：進入路用地、権利の内容：使用貸借権の設定、主な施設の内容：自宅への進入路で始末書が添付されています。

次に 11 項を説明します。譲受人：宮崎市田代町の〇〇、譲渡人：埼玉県さいたま市の〇〇、申請地：大字穂北字〇〇番他 5 筆、登記・畑、現況・山林、面積 4,666 m<sup>2</sup>、申請内容・目的：山林用地、権利の内容：所有権移転、主な施設の内容：クヌギ 1,164 本で顛末書が添付されています。

議長 1 項について特別調査員の報告をお願いします。

2 番 1 項を説明します。申請地は三納地区の〇〇集落で〇〇の西にある〇〇を渡りさらに南に約 500m 行った集落内の農地です。転用の理由ではありますが、譲受人の〇〇さんが譲渡人の〇〇さん、〇〇さんから売買により所有権の移転を受け、九州経済産業局の認定に基づき太陽光発電施設を設置して有効活用を図りたいということでありませす。申請地は現地の状況は、東側は山林、西側は農地、南側は農地、北側は堤防です。雨水対策としては、基本的には自然浸透処理ですが、境界には畝を設置して隣接土地に流出しないように努めるということでありませす。転用に伴う周辺への土砂流出等に

については、特に懸念するところは見受けられません。安全対策として周囲に金網フェンスを設置するということでもあります。転用する土地の関係者等にも同意は得られております。万一被害が生じた場合にも責任をもって対処するとのことですので。本申請地は、「農地のつながりが10ha未満の第2種農地」と判断し調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました1項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

21 番 配置図では堤防が含まれているようですが、間違いありませんか。

事務局 申し訳ありません。配置図が間違っています。堤防は含まれていません。

議 長 他ありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 2項について特別調査員の報告をお願いします。

30 番 2項を説明します。申請地は三納地区の〇〇集落で〇〇の西にある〇〇を渡りさらに南に約500m行った集落内の農地です。転用の理由ではありますが、譲受人の〇〇さんが譲渡人の〇〇さんから売買により所有権の移転を受け、九州経済産業局の認定に基づき太陽光発電施設を設置して有効活用を図りたいということでもあります。申請地は現地の状況は、東側は農地、西側は農地、南側は太陽光発電施設、北側は農地です。雨水対策としては、基本的には自然浸透処理ですが、境界には畝を設置して隣接土地

に流出しないように努めるということでもあります。転用に伴う周辺への土砂流出等については、特に懸念するところは見受けられません。安全対策として周囲に金網フェンスを設置するということでもあります。転用する土地の関係者等にも同意は得られています。万一被害が生じた場合にも責任をもって対処するとのこと。本申請地は、「農地のつながりが10ha未満の第2種農地」と判断し調査員一同許可やむなしと判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました2項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

4 番 議案第190号農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認について第2項との関連ですが、周囲が太陽発電施設用地となる中で、先ほどの説明では大字三納〇〇番は農地に戻すために許可書を返戻するということですが、農地として活用するのか、何か今後の計画があるのか伺います。

事務局 許可書を返戻して一度農地に戻しますが、時期を見て太陽発電施設用地の転用申請を計画されているようです。時期は未定です。

議 長 他ありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 3項について特別調査員の報告をお願いします。

2 番 3項を説明します。申請地は三財地区の〇〇集落で、県道都農・綾線を〇〇集落方

面へ進み更に〇〇方面へ約 600m 進んだ右側の農地です。転用の理由であります。譲受人の福岡市中央区の〇〇さんが、譲渡人の〇〇さんから賃借権の設定を受け、近隣農地のキウイ栽培で使用するための貯水槽並びに駐車場を設置するための申請であります。但し既に許可を得ることなく農業用倉庫が建設されているので顛末書を添付して是正するものです。現地の状況は、東側は山林、西側は山林、南側は市道、北側は農地です。雨水対策としては、基本的には自然浸透処理です。転用に伴う周辺への土砂流出等については、特に懸念するところは見受けられません。転用する土地の関係者等にも同意は得られております。万一被害が生じた場合にも責任をもって対処することです。本申請地は、農振農用地であります。農業用施設用地へ変更済みであることから調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました 3 項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願ひます。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 4 項について特別調査員の報告をお願いします。

30 番 4 項を説明します。申請地は穂北地区の〇〇集落で、県道高鍋・杉安線の〇〇を西に約 300m 進んだ左側の農地です。転用の理由であります。譲受人の福岡市中央区の〇〇さんが、譲渡人の〇〇さんから賃借権の設定を受け、近隣農地のキウイ栽培で使

用するための貯水槽並びに駐車場を設置するための申請であります。但し既に許可を得ることなくコンクリートが設置されているので顛末書を添付して是正するものです。現地の状況は、東側は農地、西側は農地、南側は農地、北側は宅地です。雨水対策としては、基本的には自然浸透処理です。転用に伴う周辺への土砂流出等については、特に懸念するところは見受けられません。転用する土地の関係者等にも同意は得られております。万一被害が生じた場合にも責任をもって対処するとのこと。本申請地は、農振農用地ではありますが、農業用施設用地へ変更済みであることから調査員一同許可やむなしと判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特別調査員が報告されたとおりではありますが、少し補足いたします。本申請地は農振農用地ではありますが、農業用施設用地の変更手続きが完了しております。3項と同じように貯水槽、駐車場用地として使用するものですが、地主が許可を得ることなくコンクリートを設置しておりまして、そこも使用しますので顛末書を添付して是正するため許可やむなしと判断したものです。

議 長 説明がありました4項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 5項について特別調査員の報告をお願いします。

2 番 5項を説明します。申請地は三納地区の〇〇集落であります。県道都農・綾線沿いの〇〇駐在所から北に約100m進んだ集落内にある農地です。申請の理由であります

が、譲受人の〇〇さんが〇〇さんから売買により所有権移転を受けて太陽光発電施設を設置することで、安全で安心な電力を創出し、エネルギー自給率の向上による低炭素社会の実現に寄与したいということで申請に至ったということでもあります。現地の状況は、東側は水路を挟んで市道、西側は雑種地、南側は太陽光発電施設、北側は市道であります。雨水対策としては、東側と南側の排水路に放流するということでもあります。転用に伴う周辺への土砂流出等については、隣接農地に被害を及ぼさないように畝を設置するということでもあります。安全対策として周囲に金網フェンスを設置することを指導しました。転用する土地の関係者への同意は得られております。本申請地は、「農地のつながりが10ha未満の第2種農地」と判断し調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました5項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 6項について特別調査員の報告をお願いします。

30 番 6項を説明します。申請地は三納地区の〇〇集落であります。県道都農・綾線沿いの〇〇から北に約100m進んだ集落内にある農地です。申請の理由であります、譲受人の〇〇さんが〇〇さんから売買により所有権移転を受けて太陽光発電施設を設置することで、安全で安心な電力を創出し、エネルギー自給率の向上による低炭素社会

の実現に寄与したいということで申請に至ったということでもあります。現地の状況は、東側は農地、西側は宅地、南側は水路、北側は雑種地であります。雨水対策としては、東側と南側の排水路に放流するということでもあります。転用に伴う周辺への土砂流出等については、隣接農地に被害を及ぼさないように畝を設置するということでもあります。安全対策として周囲に金網フェンスを設置することを指導しました。転用する土地の関係者への同意は得られております。本申請地は、「農地のつながりが10ha未満の第2種農地」と判断し調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました6項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

6 番 配置図と面積を見比べると5項、6項は逆ではありませんか。

事務局 6項の方が5項より面積が大きいように見えますが、ゼンリン地図で排水路の記載の仕方のようです。字図では間違いありません。

議 長 他ありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 7項について特別調査員の報告をお願いします。

2 番 7項を説明します。申請地は三納地区の〇〇集落で県道高鍋・高岡線沿いの〇〇の西側にある農地です。転用の理由であります。譲受人の〇〇さんが譲渡人の〇〇さ

ん、〇〇さん、〇〇さんから売買により所有権の移転を受け、九州経済産業局の認定に基づき太陽光発電施設を設置して有効活用を図りたいということでもあります。現地  
の状況は、東側は宅地、西側は農地、南側は農地、北側は宅地です。雨水対策として  
は、基本的には自然浸透処理ですが、敷地内を約 20cm のコンクリートの畝で囲い流出  
しないように浸透柵を 2 カ所設置し流出防止に努めるということでもあります。転用に  
伴う周辺への土砂流出等については、特に懸念するところは見受けられません。安全  
対策として周囲に金網フェンスを設置するということでもあります。転用する土地の関  
係者等にも同意は得られております。万一被害が生じた場合にも責任をもって対処す  
るとのことです。本申請地は、「農地のつながりが 10ha 未満の第 2 種農地」と判断し  
調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました 7 項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 8 項について特別調査員の報告をお願いします。

30 番 8 項を説明します。申請地は妻地区の〇〇の〇〇の南側の農地です。転用の理由で  
ありますが、譲受人の〇〇さんが譲渡人の〇〇さんから売買により所有権を移転し、  
〇〇の際の 16 台分の駐車場として利用するため申請されたものであります。現地の  
状況は、東側は宅地、西側は市道、南側は農地、北側は宅地です。雨水対策としては

砂利敷きで自然浸透であります。転用に伴う周辺への土砂流出等については、特に懸念するところはありません。周辺関係者の同意は得られています。なお本申請地は、「都市計画法に規定する用途地域が定められた地区にある農地」であることから第3種農地と判断し調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました8項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願ひます。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 9項について特別調査員の報告をお願いします。

2 番 9項を説明します。申請地は妻地区の〇〇地区で、〇〇を南へ約200m進み右折して約100m進んだ農地です。申請の理由は、譲受人の宅建業者の〇〇さんが〇〇さんから売買により所有権の移転を受けて3棟の建売分譲住宅を建設するための申請であります。現地の状況は、東側は農地、西側は農地、南側は市道、北側は農道です。周囲の農地並びに宅地に被害がないように1mの盛り土を行い、L型擁壁、ブロックを設置して土砂流出の対策を行い、生活排水は公共下水道へ接続し、雨水は市道側溝に放流するということでもあります。周辺農地の同意は得てあります。なお、本申請地は、「農地のつながりが10ha未満の第2種農地」と判断し調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました9項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 10項について特別調査員の報告をお願いします。

30 番 10項を説明します。申請地は穂北地区の〇〇集落であります。〇〇から西へ約300m進み、更に北へ100m進んだ集落内の農地です。今回の申請理由であります、平成30年10月12日付け6005-5-125号の許可を受け一般住宅を建設しまして、北側の道路を進入路として活用していましたが、狭くて不便なため、譲受人の〇〇さんが〇〇さんから使用貸借により進入路として利用するため申請したものであります。但し許可を得ることなく砂利を敷き利用していますので始末書を添付して是正するものです。現地の状況は、東側は宅地、西側は農地、南側は道を挟み宅地、北側は宅地であります。雨水は自然浸透であります。転用に伴う周辺への土砂流出等については、特に懸念するところはありません。転用する土地の関係者へは同意が得られています。なお、本申請地は、「農地のつながりが10ha以上の第1種農地」となりますが既存施設の1/2以下の面積であることから許可可能な案件となります。調査員一同許可やむなしと判断しました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました 10 項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 11 項について特別調査員の報告をお願いします。

2 番 11 項を説明します。申請地は穂北地区の〇〇集落で県道東郷・西都線沿いの〇〇の西側の山林内にある農地です。転用の理由ではありますが、譲受人の〇〇さんが譲渡人の埼玉県在住の〇〇さんから売買による所有権移転を受けて杉等を伐採した後、くぬぎを植栽することで申請されたものです。但し許可を得ることなく杉を植栽したということで顛末書を添付して是正するものです。現地の状況は、東、西、南、北山林であります。雨水対策としては、自然浸透処理です。転用に伴う周辺への土砂流出等については、特に懸念することはありません。本申請地は、「過去の公共投資の実績がない、小集団の生産性の低い農地」であり第 2 種農地と判断されます。調査員一同許可やむなしと認めました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました 11 項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 192 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について提案いたします。  
事務局の説明をお願いします。

局 長 議案第 192 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について、件数及び面積：  
売買 2 件、田 9,145 m<sup>2</sup>です。計も同じです。合計 2 件、田 9,145 m<sup>2</sup>、計 9,145 m<sup>2</sup>です。

尚、本議案に申請される土地の現況は、譲受人の権利取得後の農業経営の意思並び  
に耕地面積 50 a の要件、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力  
を総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度、申請書等に記載された内容  
が当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ないという確認  
事項を頂いておりますのでその説明をお願いします。特別な事項等については、担当  
者が報告いたします。

議 長 次に 1 項の説明をお願いします。

局 長 1 項について説明します。譲受人：三納の〇〇、譲渡人：三納の〇〇、申請地：大字  
三納字〇〇番他 1 筆、登記・現況とも田、面積 1,457 m<sup>2</sup>、権利の内容：所有権移転の  
売買です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

24 番 1 項について報告します。今回の申請地は、三納地区の〇〇集落内にある農地です。

今回の申請理由は、高齢で管理が困難な譲渡人の〇〇さんから、譲受人で専業農家の  
〇〇さんへの規模拡大と農業経営の安定のための売買になります。〇〇さんは〇〇の  
〇〇をされ、水稻 7,769 m<sup>2</sup>、ズッキーニ 4,500 m<sup>2</sup>を作付けしています。今回の申請地  
には水稻を作付けされます。農機具につきましては、トラクター 1 台、田植機 1 台、

軽トラ 1 台、キャリー 1 台、草刈機 3 台等農業に必要な機械は一式揃っており問題ありません。周辺作物への影響もなく、農地法 3 条による 50a 以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしく申し上げます。売買金額は、10a 当たり〇〇円です。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました 1 項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 2 項の説明をお願いします。

局 長 2 項について説明いたします。譲受人：山田の〇〇、譲渡人：宮崎市花ヶ島町の〇〇、申請地：大字山田字〇〇番 2 他 6 筆、登記・田、現況・畑、田、面積 7,688 m<sup>2</sup>、権利の内容：所有権移転の売買です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

5 番 2 項について報告します。今回の申請地は、都於郡地区の〇〇集落内にある農地です。今回の申請理由は、市外に在住で病気が理由で管理が困難な譲渡人の〇〇さんから、譲受人で専業農家の〇〇さんへの農業経営の安定のための売買になります。〇〇さんは WCS7,032 m<sup>2</sup>、スイートコーン 4,300 m<sup>2</sup>、オクラ 1,000 m<sup>2</sup>を作付けしています。今回の申請地には水稻、甘藷を作付けされます。農機具につきましては、トラクター 2 台、田植機 1 台、軽トラ 1 台、ダンプ 1 台等農業に必要な機械は一式揃っており問

題ありません。周辺作物への影響もなく、農地法3条による50a以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆さんのご審議よろしく申し上げます。

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は、10a 当たり〇〇円です。

議長 説明がありました2項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 議案第193号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による承認について(所有権移転)を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第193号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による承認(所有権移転)について、件数及び面積：田18,936㎡、畑5,938㎡、合計5件、面積24,874㎡です。

項目毎に説明します。

1項 譲受人：上三財の〇〇、譲渡人：上三財の〇〇、申請地：大字上三財字外〇〇番、登記・現況とも畑、面積5,938㎡です。

2項 譲受人：宮崎市の〇〇、譲渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番2、登記・現況とも田、面積4,293㎡で特例事業一時貸付けタイプです。

3項 譲受人：宮崎市の〇〇、譲渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番他2筆、登記・現況とも田、面積5,789㎡で特例事業即売りタイプです。

4 項 譲受人：三納の〇〇、譲渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番他 2 筆、登記・現況とも田、面積 5,789 m<sup>2</sup>で特例事業即売りタイプです。

5 項 譲受人：平郡の〇〇、譲渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番 1、登記・現況とも田、面積 3,065 m<sup>2</sup>で特例事業一時貸付けタイプです。

尚、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。所有権の移転を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。対象農地は関係権利者の同意が得られております。法定公告については 1 月を予定しております。

議 長 説明がありました 1 項から 5 項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

1 番 3 項、4 項並びに先ほど審議された 3 条の 1 項が関連しておりますので質問いたします。先月の 3 条、基盤強化法で取り下げられた案件で今回は譲受人が〇〇さんとなっておりますが、詳細がわかれば説明してください。

24 番 先月案件の 3 条、基盤強化法で取り下げられた方の名前は伏せさせてください。地域の地区の集会の場で、農地取得に偏りがあるのではないかという議論になり、事務局を含めた関係者で協議をした結果、円満に解決したことから先月は議案から一旦取り下げて今月の提案となったものです。

事務局 先ほど説明がありましたように、あっせん、3 条申請とも十分に協議を行い、円満に解決したことから今月提案させていただきました。先月の案件では公社は活用せずに所有権移転が出来る状態でありましたが、今回の譲受人は、急であったことから資金が用意できないため、譲渡人に負担がかからないように公社の特例即売りタイプを活用することとなりました。3 条の農地は集落内にある白地の農地であります。また、今回の案件を踏まえて、売買、貸借の意向カードを活用した登録もお願いいたします。

議 長 他にありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 194 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による承認について(利用権設定)を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 194 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による承認について(利用権設定)、件数及び面積：田 244,334 m<sup>2</sup>、畑 5,435 m<sup>2</sup>、合計 67 件、面積 249,769 m<sup>2</sup>、契約期間別内訳：3 年～6 年未満、件数 3 件、田 13,735 m<sup>2</sup>、6 年～10 年未満、件数 1 件、畑 2,661 m<sup>2</sup>、10 年以上、件数 63 件、田 230,599 m<sup>2</sup>、畑 2,774 m<sup>2</sup>となります。

項目毎に説明します。

1 項 譲受人：黒生野の〇〇、譲渡人：新富町新田の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番他 1 筆、登記・現況とも田、面積 3,743 m<sup>2</sup>、1 月から 10 年の賃貸借の再設定です。

2 項 譲受人：右松の〇〇、譲渡人：右松の〇〇、申請地：大字右松〇〇番 1、登記・現況とも畑、面積 2,661 m<sup>2</sup>、1 月から 6 年の賃貸借の再設定です。

3 項 譲受人：三納の〇〇、譲渡人：高鍋町北高鍋の〇〇、申請地：大字加勢字〇〇番他 1 筆、登記・現況とも田、面積 4,387 m<sup>2</sup>、1 月から 5 年の賃貸借の再設定です。

4 項 譲受人：上三財の〇〇、譲渡人：福岡県糟屋郡の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番 4 他 3 筆、登記・現況とも田、面積 5,055 m<sup>2</sup>、1 月から 5 年の賃貸借の再設定です。

5 項 譲受人：新富町新田の〇〇、譲渡人：宮崎市江南の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番 1、登記・現況とも田、面積 783 m<sup>2</sup>、1 月から 10 年の賃貸借の新規設定です。

6 項 譲受人：平郡の〇〇、譲渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番 2、登記・現況とも田、面積 4,293 m<sup>2</sup>、1 月から 4 年 10 ヶ月の賃貸借の新規設定で特例事業一時貸付けタイプです。

7 項から 67 項までは事前に通知しておりますが、農地中間管理事業であり類似しておりますので、代表で 7 項を読み上げ後は省略します。

7 項 譲受人：宮崎市の〇〇、譲渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番 2、登記・現況とも田、面積 1,768 m<sup>2</sup>、2 月から 10 年の農地中間管理事業による賃貸借の新規設定です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。対象農地は関係権利者の全ての同意が得られております。法定公告については、1 月を予定しております。

議 長 説明がありました 1 項～67 項までのうち 30 項を除いて一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 農業委員会等に関する法律第 31 条並びに西都市農業委員会会議規則第 12 条の規定

により 12 番、〇〇委員の退席を求めます。

(12 番退席)

議 長 30 項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

(12 番着席)

議 長 議案第 195 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について提案いたします。

事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 195 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について、番号 1 の説明を  
いたします。

非農地証明明細番号 1、土地の所在：大字三納字〇〇番他 4 筆、地目・台帳・田、現  
況・山林、面積 1,005 m<sup>2</sup>、所有者：大字平郡〇〇番地、氏名：〇〇、事由 5 になりま  
す。

議 長 地元委員の説明をお願いします。

21 番 番号 1 を報告いたします。今回の申請地は、三納地区の〇〇集落で〇〇から西に約  
200m 行き、更に北に約 300m 行った農地になります。現地の状況は、周囲は山林とな  
っていて長年農地として利用されていません。今後も農地として利用していくことも  
ないことから事由 5 と判断しました。皆様のご審議をお願い致します

議 長 説明がありました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 議案第 196 号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 196 号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について説明をいたします。

令和元年 10 月に農業委員会会長が農地転用に係る収賄容疑で逮捕されるという不祥事が続けて発生しました。誠に遺憾なことであります。

言うまでもなく行政委員会である農業委員会は、法令遵守による公正・公平な職務遂行、とりわけ農地制度の適正執行に努めなければなりません。

このことを踏まえ、11 月 28 日に開催しました令和元年度全国農業委員会会長代表者集会において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」を決議し、改めて農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことが確認されましたので以下の内容を提案するものであります。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

記

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第 31 条の議事参与の制限、同第 33 条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公平さを確保すること。

2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。令和 1 年 12 月 26 日 西都市農業委員会

議 長 以上の決議について発言のある方は挙手願います。

2 番 農業委員会法第 31 条の議事参与の制限についてもう少し詳しく説明してください。

事務局 先ほどの議案第 194 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による承認について（利用権設定）で 12 番委員が退席されましたように、自分に関する案件並びに家族等が関係する案件は、議事の賛否に関わるできないということです。

議 長 他ありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで決議いたします。

議 長 ただ今から協議会とします。

議 長 暫時休憩

————— 協 議 会 —————

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局 長 起立、一同礼、解散

午後 5 時 02 分終了

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、ここに署名する。

会 長 \_\_\_\_\_

7 番 \_\_\_\_\_

21 番 \_\_\_\_\_